

○牧之原市こども医療費助成要綱

平成17年10月11日

告示第105号

改正 平成18年3月24日告示第20号

平成20年3月31日告示第34号

平成21年7月31日告示第175号

平成22年9月30日告示第137号

平成24年10月1日告示第248号

平成25年10月1日告示第134号

平成27年10月1日告示第125号

平成28年5月31日告示第103号

平成28年5月31日告示第114号

(目的)

第1条 この告示は、こどもの医療費を助成することにより、こどもの疾病を早期に発見し、適切な治療を受けさせるとともに、疾病の慢性化の予防を促進し、併せて保護者の経済的負担の軽減を図り、もってこどもの健全な育成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) こども 出生の日から、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(2) 保護者 親権者、未成年後見人又はその他の者でこどもを現に監護する者をいう。

(3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(4) 保険医療機関等 医療保険各法の規定により医療に関する給付を取り扱う病院、診療所、薬局その他のものをいう。

(助成対象者)

第3条 この告示に定める医療費の助成の対象となる者（以下「資格者」という。）は、医療保険各法による被保険者又は被扶養者であるこどもの保護者で、牧之原市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市が整備した住民基本台帳に記載されている者で、当該こどもと同居しているものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者は除く。

2 転入によって助成対象者としての要件を満たすに至った場合は、転入日に資格を有し、転出によって助成対象者としての要件を欠くに至った場合は、転出日に資格を喪失するものとする。

(助成対象医療)

第4条 助成の対象となる医療は、こどもの傷病に係る医療のうち法令又は他の施策に基づいて国及び県が行う医療費の給付等を受けられる部分以外の医療とする。ただし、第三者の行為による傷病に係る医療、医療保険各法の保険給付の対象とならない医療及び独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる医療を除くものとする。

(助成額)

第5条 こども医療費を助成する額は、医療に関する給付に要する費用について医療保険各法の規定により当該保護者が負担すべき額から医療保険各法の規定に基づき支給される当該こどもに係る高額療養費の額及び健康保険組合等の規約若しくは定款に定める一部負担還元金又は付加給付の額を控除した額とする。ただし、次の各号に規定する給付又は支給を受けて医療費を支払う場合は、当該各号の規定により保護者が負担し、又は徴収される額とする。

- (1) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第2項
- (3) 児童福祉法第24条の20第2項第1号又は第3項
- (4) 児童福祉法第56条第2項（同法第50条第5号に限る）
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第31条
- (7) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第2項第1号及び第2号
- (8) 特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年厚生省衛発第242号）第5の2
- (9) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条第2項又は第37条の2第1項
- (10) 感染症対策特別促進事業の実施について（平成20年3月31日付け厚生労働省健発0331001号健康局長通知）別添5の肝炎治療特別促進事業実施要綱6(2)イ

(受給者証)

第6条 資格者が、こども医療費受給者証（様式第1号。以下「受給者証」という。）の交付を受けようとするときは、こども医療費受給者証交付申請書（様式第2号。以下「交付申請書」という。）に医療保険各法の規定による医療に関する給付を受ける資格を証する書類の写し及び当該こどもの主たる生計を維持する者の前年（提出時期が1月から5月にあつては前々年）分の所得証明書を併せて市長に提出しなければならない。ただし、当該こどもの主たる生計を維持する者が、提出日の属する年（提出時期が1月から5月にあつては前年）の1月1日において当市に住所を有していた場合は、所得証明書の提出を省略することができるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、受給資格の適否について審査し、適当であると認めたときは、当該申請者に対して受給者証を交付するものとする。

- 3 受給者証の交付を受けた資格者は、こどもが保険医療機関等で医療を受けるときは、保険医療機関等の窓口で、その都度必ず受給者証を提示しなければならない。
- 4 受給者証の交付を受けた資格者は、受給者証の記載事項に変更が生じたとき又は加入している医療保険に変更があったときは、こども医療費受給者証記載事項等変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- 5 受給者証の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定める期間とする。
  - (1) 次項の規定により受給者証が更新された場合 10月1日から翌年9月30日まで
  - (2) 転入した場合 転入日から同日以後の最初の9月30日まで（次号の規定に該当する場合を除く）
  - (3) 15歳に達する日の属する年度に受給者証が更新され、又は当該年度の10月1日以後に転入した場合 10月1日又は転入日から当該年度の3月31日まで
- 6 市長は、受給者証の有効期限が到達する日までに、受給者資格の適否について必要な審査を行い、適当であると認めたときは受給者証を更新し、当該資格者に交付するものとする。
- 7 受給者証の交付を受けた資格者は、受給者証を破損又は紛失等したときは、こども医療費受給者証再交付申請書（様式第4号）により受給者証の再交付を市長に申請することができる。
- 8 受給者証の交付を受けた資格者は、当該資格者又はこどもがその資格を喪失したときは、直ちに、受給者証を市長に返還しなければならない。

（現物給付）

第7条 受給者証を提示して医療を受けた場合の医療費の助成は、市長が当該保険医療機関等に助成額を支払う方法（以下「現物給付」という。）により行うものとする。

- 2 現物給付により保険医療機関等へ支払いがあったときは、当該資格者に対してこども医療費の助成があったものとみなす。

（償還払い）

第8条 次の各号に掲げる場合の医療費の助成は、医療を受けたこどもの保護者からの申請に基づき、市長が当該保護者に助成額を支給する方法（以下「償還払い」という。）により行うものとする。

- (1) 受給者証の交付までに日数を要し、その間に保険医療機関等に受診した場合
  - (2) 県外の保険医療機関等に受診した場合
  - (3) 保険給付の対象となる補装具の支給を受けた場合
  - (4) 保険給付に準じて行われるはり灸師の施術を受けた場合
  - (5) 未熟児養育医療、自立支援医療（育成医療）、療育医療及び小児慢性特定疾患治療研究事業の公費負担医療制度において費用徴収された場合
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、現物給付により助成することができないと市長が認めた場合
- 2 資格者は、償還払いの方法で助成を受けようとするときは、1箇月ごとに

こども医療費助成金支給申請書（様式第5号）に保険診療に要した費用の一部負担金の領収書又はこれに代わるべき証明書を添付し、市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、こどもが医療を受けた日（同日において当該医療に要する費用の額が決定していない場合は、当該額が決定した日）から起算して1年以内に前項の規定による申請がなされないときは、助成を行わないものとする。

（支給の決定）

第9条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を決定し、口座振込通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第10条 市長は、偽りその他不正な行為により助成金の支給を受けた者があるときは、その者に対し、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 市長は、助成すべき額を超えて助成を受けた者があるときは、その者に当該超える額に相当する金額を返還させることができる。

（損害賠償との調整）

第11条 市長は、こどもが疾病又は負傷について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、平成17年10月11日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の相良町乳幼児医療費補助要綱（昭和48年相良町要綱）又は榛原町乳幼児医療費助成要綱（平成8年榛原町告示第28号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月24日告示第20号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第34号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月31日告示第175号）

この告示は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成22年9月30日告示第137号）

この告示は、公布の日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則（平成24年10月1日告示第248号）

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

ただし、第3条の改正規定（「、又は外国人登録簿に登録され」を削る部分に限る。）は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年10月1日告示第134号）

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成27年10月 1 日告示第125号）

この告示は、平成27年10月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 5 月31日告示第103号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の牧之原市子ども医療費助成要綱の規定は、平成28年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成28年 5 月31日告示第114号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の牧之原市母子家庭医療費助成要綱の規定は、平成28年 1 月 1 日から適用する。

様式第1号(第5条、第6条関係)

(表)

母子家庭等医療費助成金受給者証 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[交付] [更新]</span> 申請書										
年 月 日										
牧之原市長										
申請者			住所							
			氏名 <span style="float: right;">㊟</span>							
			電話番号							
			個人番号 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 15px;"></span>							
<p>次のとおり、母子家庭等医療費の助成を受けたいので、受給者証の <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[交付] [更新]</span> を申請します。</p> <p>なお、認定審査等の際、申請者及び同居者に係る課税状況や住民基本情報を確認することに同意します。</p>										
医療費の給付を受ける者	氏名	性別	住所		生年月日		申請者との続柄			
		男・女								
		男・女								
		男・女								
		男・女								
		男・女								
加入医療保険	名称									
	記号番号	記号					番号			
	保険者名 (事業主名)									
	所在地						付加給付の有無			
	加入者名						有・無			
支払希 望金融 機関	名称		口座種別		口座番号		フリガナ 口座名義			
			普通・当座							
所得 税の有無	有・無		公簿等による確認		住基台帳	課税台帳				
市町村民税課税状況					課税・非課税					
受 付	受 給 資 格	受給者証								
		年月日	有・無	記号	番号		発行		年月日	
母子家庭、父子家 庭 父母のない児童		ア死別 にいる	イ離婚 カ拘禁	ウ生死不明 キ障害又は傷病	エ遺棄	オ海外 ク未婚の母				
		ケ保護命令								

(裏)

区 分	申 請 者	扶 養 義 務 者	扶 養 義 務 者	扶 養 義 務 者
個人番号				
氏 名				
申 請 者 との続柄				
所得稅申 告書等 の寫の有無	有・無	有・無	有・無	有・無
所 得 稅 の 課 稅 額 の 有 無	有・無	有・無	有・無	有・無
市町村民 稅の課稅 の 有 無	有・無	有・無	有・無	有・無
市町村民 稅の課稅 所 得 額	円	円	円	円
控除対象 扶養親族 等 の 数	( ) 人	( )人	( )人	( )人

(注) ( )内は老人扶養親族の数を記入のこと。

様式第2号(第6条関係)

受給者番号 (市が記入)	
-----------------	--

子ども医療費受給者証交付申請書

年 月 日

牧之原市長

資格者 (保護者)	住 所			
	氏 名	㊟		
	個人番号	●	●	●
	電話番号			
	こどもとの続柄			

下記のとおり、子ども医療費受給者証の交付を申請します。  
 なお、交付に当たり私の世帯の所得状況を確認することに同意します。(同意有効期間：申請の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

記

受給者 (子ども)	ふりがな				性 別	第 子
	氏 名				生年月日	
	ふりがな				性 別	第 子
	氏 名				生年月日	
	ふりがな				性 別	第 子
	氏 名				生年月日	
主たる 生計維持者 (注)	住 所					
	氏 名					
	個人番号	●	●	●	●	●
	電話番号				こどもとの続柄	
加入医療 保 険	保 険 の 種 類				保 険 者 番 号	
	保 険 者 名				保 険 加 入 年 月 日	
	保 険 者 所 在 地					
	保 険 者 電 話 番 号					
	被 保 険 者 氏 名					
	被 保 険 者 証 記 号				番 号	

(注) 主たる生計維持者が保護者と相違する場合にご記入ください。

様式第3号(第6条関係)

受給者番号

子ども医療費受給者証記載事項等変更届

年 月 日

牧之原市長

住所  
届出者(電話 )  
氏名  
子ども 氏名



下記のとおり変更がありましたので、届け出ます。

変 更 事 項 (該当する番号を○で囲んでください。)	変更年月日	変 更 前	変 更 後
1 (ふりがな) こ ど も の 氏 名			
2 資格者又は保護者の 氏名 (ふりがな)			
3 資格者又は保護者 住 所 電 話 番 号			
4 加 入 保 険	被保険者証の 記号・番号		
	保 険 者 名 の 名 称		
	保 険 者 名 の 住 所 ( 電 話 番 号 )		
5 そ の 他			

※ 加入保険の変更の場合は、新規の保険証をご持参ください。

様式第4号(第6条関係)

受給者番号

子ども医療費受給者証再交付申請書

年 月 日

牧之原市長

住所  
資格者(保護者) (電話 )  
氏名 ㊟  
子ども 氏名

下記の理由により、子ども医療費受給者証の再発行を申請します。

記

申請の理由 該当する番号を○で 囲んでください。	1 紛失
	2 破損
	3 汚損
	4 その他

※ 申請の理由で破損し、又は汚損した場合は、受給者証をご持参ください。

様式第5号(第8条関係)

子ども医療費助成金支給申請書

		(通院用・入院用)			年	月	診療分
こ ど も	氏名	ふりがな	住所				
	生年月日	年	月	日(歳 箇月)	性別	男・女	
保護者氏名		児からみた続柄		電話番号			
加 入 保 険 等	保険の種類	国保 共済 組合 船員 協会					
	保険者の名称				記号番号		
	保険者の所在地	〒			電話番号		
	付加給付	無・有( )					
適用		無・養育医療・育成医療・療育医療					
補助金 振込先	振込先	銀行・JA・信用金庫・労金					支店
振込先	預金種別	普・当	口座番号	No.	口座名義	ふりがな	

確認 ○通院時の年齢は中学3年生以下ですか？

☆市役所記入欄

入 院	期間	保険診療自己負担額	控除額		養育・育成・療養	
	日～日		高額療養費	付加給付額	自己負担金	
	日数	食事療養費負担金				支給額
	日					
☆自己負担算出式						

通 院	受診日		控除額			支給額
			高額療養費	付加給付額	自己負担金	
	回数	保険診療自己負担額				
	回					
☆自己負担算出式						

牧之原市子ども医療費助成要綱により、上記のとおり申請します。

年 月 日

牧之原市長

住所  
申請者  
氏名

㊟

様式第6号(第9条関係)

口座振込通知書

年 月 日

様

牧之原市長

申請がありました子ども医療費について、下記のとおりご指定の口座に振込手続きをいたしましたので、通知します。

記

受給資格者		金融機関名	
振込予定日		口座番号	
助成金合計		口座名義人	

助成内訳

診療年月	受診者名		医療機関名	
	診療区分	医療点数(療養費)	本人負担額	助成金額
合計				

様式第1号 (第5条、第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第9条関係)